

# 放射性同位元素を動物に投与する実験を行う場合の要領

## (目的)

第1条 この要領は、神戸大学（以下「本学」という。）において放射性同位元素を動物に投与する実験（以下「RI 投与動物実験」という。）を行うに際し、放射性同位元素による被曝を最小にし、放射性同位元素による汚染の拡大を防止するために必要な事項を定めることを目的とする。

## (義務)

第2条 RI 投与動物実験を行う場合には、本学が定める放射線障害予防規程および動物実験実施規則を遵守しなければならない。

2 RI 投与動物実験を実施しようとする者は、放射線取扱主任者の指導と助言に従わなければならない。

## (必要要件)

第3条 RI 投与動物実験を実施しようとする者は、動物実験計画書を学長へ提出し、承認を受けなければならない。

2 RI 投与動物実験を実施しようとする者は、放射線業務従事者登録をしなければならない。

## (RI 投与動物実験に関する遵守事項)

第4条 RI 投与動物実験を実施する際には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) RI 投与動物実験は、放射線施設内の動物実験が許可された動物実験室および動物飼育室で行うこと。
- (2) RI 投与動物実験を開始する前に、動物実験計画書の写しを放射線取扱主任者に提出すること。
- (3) 検疫済み動物を実験に使用すること。
- (4) 備え付けの RI 投与動物実験記録簿に必要事項を記入すること。
- (5) 実験動物の周辺が放射性同位元素で汚染しないように処置をすること。
- (6) 実験中は、動物実験室および動物飼育室の扉を閉め、「ネズミ返し」を設置すること。
- (7) 実験期間が一晩を超える場合は、原則として動物飼育フード内で行い、動物管理簿および飼養記録（飼育記録）を作成すること。また、動物飼育室においては、実験目的の異なる実験動物の混在は避けること。
- (8) RI 投与動物実験に使用した動物は、放射性同位元素で汚染しているので、そのままの状態では管理区域外へ持ち出すことはできない。放射性同位元素で汚染したし尿および床敷等や動物死体については、放射線取扱主任者の指示に従い、放射性廃棄物として適切に処理すること。
- (9) 動物が実験室から逃亡した場合は、直ちに周辺の実験者および放射線取扱主任者の協力を得て動物の捕獲に努めること。捕獲できなかった場合には、速やかに動物実験委員会（研究推進課総務係）に連絡すること。
- (10) 地震や火災等の緊急事態が発生した場合は、時間の許す範囲で動物の逃亡を防止する処置をとり、実験室の扉を閉めて避難し、放射線取扱主任者あるいは管理担当者に速やかに連絡すること。